

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和3年3月26日から同年7月26日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年3月26日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ新下関二街区
所在地 下関市石原町130の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ユアーズ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	根石 紀雄
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2番33号	小野 浩司

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ユアーズ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	根石 紀雄	
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ユアーズ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	根石 紀雄	
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 陽一郎	令和3年3月1日 代表者変更

4 届出年月日

令和3年3月16日